

2019 年 12 月 20 日制定
最近改正 2025 年 5 月 30 日

○学校法人東京国際大学顧問・評議員報酬等規程

(主旨)

第 1 条 この規程は、学校法人東京国際大学(以下「法人」という)の顧問及び評議員の報酬等について定める。

2 本規程において、顧問とは寄附行為第 62 条により委嘱された者をいう。

(報酬等の範囲)

第 2 条 報酬等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 日当・手当
- (2) 功労金

(報酬等の額の算定方法)

第 3 条 顧問・評議員に対しては、日当、手当及び功労金を除き、報酬等を支給しない。

2 評議員が法人の会議等に出席した場合、日当を支給する。日当は税引後 2 万円とする。

但し、法人の教職員である評議員については、この限りでない。

3 顧問に対しては、手当を支払うことができる。手当の額は理事長が定めるものとする。

(報酬等の支給方法)

第 4 条 報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 日当 会議開催の都度
 - (2) 手当 毎月 25 日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。）
 - (3) 功労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 1 か月以内
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(功労金)

第 5 条 評議員が退任又は死亡したときは、功労金を支給する。

2 前項の功労金は、次に定める算式により算出される額を支給する。

10 万円×在任年数

(在任年数の計算)

第 6 条 評議員の在任年数は、就任の月から退任又は死亡の月までとし、12 カ月をもって 1 カ年とする。ただし、1 年未満は月割り計算とする。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長がこれを行う。

附 則

この改正規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規程は、2025 年 4 月 1 日から施行する。